



ひとり親家庭のかたへ★

子育てを応援するために、主に次の経済的な支援を行っています。

児童扶養手当

問 こども政策課 ☎072-947-3836

対 象

18歳到達後最初の年度末までの児童(児童に政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満まで)を監護等している人で、次に該当する人。

- 母子家庭または父子家庭
 - 父または母が政令で定める程度の障害の状態にあるとき
 - 父母のいない児童の養育者となっているとき
- ※所得制限があります。
※上記に該当するときでも、要件により支給できない場合があります。

支給月額 (令和8年4月現在)

対象児童	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	48,050円	48,040円～11,340円
2人目以降	11,350円を加算	11,340円～5,680円を加算

※支給月額は所得に応じて決定
 ※原則として、毎年奇数月の11日にそれぞれ前月分までの児童扶養手当を支給します。

ひとり親家庭医療費助成

問 保険年金課 ☎072-947-3603

対 象

18歳到達後最初の年度末までの児童と、その児童を監護等する母・父または養育者で、次のいずれにも該当する人。

- 健康保険に加入している
- 保護者や扶養義務者が所得制限内

一部自己負担額

- 医療機関を受診した際のお支払いは、1医療機関あたり、1日目、2日目最大500円まで自己負担していただき、3日目からは無料になります(同じ医療機関でも入院と外来、歯科と歯科以外は別計算になります)。
- 複数の医療機関を受診した場合、1人あたりの1か月の上限負担額は2,500円になります。

医療費の償還

次のような場合は、償還手続きをしてください。

- 医療証交付前に受診したとき
- 大阪府外で受診したとき
- 治療上必要と認められるコルセット・眼鏡等の費用

ひとり親(母子・父子・寡婦)の支援

予約制

問 こども政策課 ☎072-947-3836

20歳未満のこどもを育てている母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦、両親のいないこどもの経済的な安定と自立のために、利用できる制度があります。
 制度利用にあたっては、事前相談が必要です。(要予約)



♡ ひとり親等自立支援プログラム策定事業

ひとり親等の自立を支援するため、要望や家庭状況等に応じたプログラムの策定を行い、必要な制度につなぐものです。

♡ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭に対し、こどもの就学や親の技能習得などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行います。

♡ 自立支援教育訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、自主的に行う職業能力の開発を推進するため、就業相談を通じて、指定した講座を受講した後に自立支援教育訓練給付金を支給します。

♡ 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、職業に結び付きやすい資格を取得するために養成機関に通学する場合、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするため、高等職業訓練促進給付金を支給します。

♡ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親及び児童が、自立及び生活の安定を目的に高卒認定試験の合格を目指し講座を受講した場合、受講修了時及び高卒認定試験合格時に、受講費用に係る給付金を支給します。

養育費の履行確保支援事業

問 こども政策課 ☎072-947-3836

♡ 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

児童扶養手当受給者(または同様の所得水準)の、養育費に関する取り決めを促進するため、公正証書等の作成にかかった費用を補助します。

- 上限 30,000円

♡ 養育費の保証促進補助金

ひとり親が公正証書等で取り決めた養育費を継続して確保するために、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料として本人が負担した費用を補助します。

- 上限 50,000円

♡ 養育費確保支援事業補助金

ひとり親が公正証書等で取り決めた養育費を継続して確保するために、市と業務提携した保証会社と養育費保証契約を締結する場合、保証料を自己負担することなく費用を補助します。

- 上限 50,000円

♡ 養育費の取決めに関する裁判外紛争解決手続(ADR)利用促進補助金

養育費等の取り決めにあたり、父親・母親双方が納得のいく解決を目指し、中立な立場である調停人による裁判外紛争解決手続(ADR)を利用する場合、費用の一部を補助します。

- 上限 40,000円